

## 電子情報通信学会 九州支部 「電気関係学会九州支部連合大会における講演奨励賞」表彰規定

(平成13年1月23日 役員会議決)

(平成14年6月14日 役員会議決)

(平成16年2月 6日 一部改正 第7条)

(平成18年2月 3日 一部改正 第7条)

第1条 本賞は、電子情報通信に関する学問、技術の奨励のため、有為と認められる新進の科学者または技術者に贈呈する。

第2条 本賞対象者は、支部主催の電気関係学会九州支部連合大会(以下、支部連合大会という)での発表者で、次の各号に該当する者から選定する。

1. 当該年度の翌年の4月1日において、満35歳以下であること
2. 講演申込の際、講演者として登録し、かつ講演を行った者であること
3. 本賞を受けたことのない者であること

第3条 本賞の選定は支部連合大会終了後、速やかに行う。

第4条 本賞の対象となる発表論文は原則として8編以内とする。

第5条 本賞として賞状と副賞を授与する。

第6条 選定委員会は支部長、学生会担当(幹事、副幹事)、会計幹事および庶務幹事によって構成し、選定委員長は支部長があたる。

- 第7条
1. 本規程は平成13年4月1日から適用する。
  2. 平成14年6月14日から、本規程の一部を上記のように改定する。
  3. 平成16年2月6日から、本表彰名を「支部長賞」より「講演奨励賞」とする。
  4. 平成18年2月3日から、本表彰名を「連合大会講演奨励賞」とする

## 「電気関係学会九州支部連合大会における講演奨励賞」の運用規定

(平成13年1月23日 役員会議決)

(平成14年6月14日 役員会議決)

- (1) 連合大会の座長に採点をお願いし、選定委員会はこれを参考に受賞者を選定する。
- (2) 受賞者に選定された者が本学会九州支部会員でない場合は、入会を強く勧める。
- (3) 関連が深い電気学会・情報処理学会とは、募集及び連合大会会場での事務手続きを共通化するが、受賞者の選考については各学会が独自に行う。なお、受賞候補者は、審査希望学会(1つ)を予め申告しておく。
- (4) 副賞は、1万円程度とする。
- (5) 賞状と副賞の授与は、当該年度内に行う。
- (6)-1 本運用規程は平成13年4月1日より適用する。
- (6)-2 平成14年6月14日から、本運用規程の一部を上記のように改定する